

会 費 算 定 基 準 表

区 分	算 定 基 礎			金 額 (円)		
社会福祉協議会	人口均等割			～ 4,999	18,700	
				5,000～ 9,999	24,200	
				10,000～19,999	26,400	
				20,000～29,999	28,600	
				30,000～49,999	37,400	
				50,000～99,999	55,000	
				100,000～	99,000	
世帯数割			世帯数×9円(千円未満切捨て)			
社会福祉団体 社会福祉に関係ある団体	1団体あたり			14,000		
社会福祉施設を運営 する社会福祉法人 又は 社会福祉法人以外が 運営する社会福祉施設	法人割	施設経営社会福祉法人		1法人あたり	5,000	
	入所施設	入所施設	定員	～ 49	23,600	
				50～ 99	26,600	
				100～	29,700	
		障害者支援施設 ※定員は、日中活動事業(療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)の各定員の合計数	基礎額	1施設あたり		5,000
				～ 40	7,000	
			加算額 (定員)	41～ 60	15,000	
				61～ 90	20,000	
		認知症対応型共同生活援助施設 (グループホーム)			1施設あたり	7,000
		障害福祉サービス (共同生活援助・共同生活介護・短期入所)	定員	～ 5	1,500	
				6～ 10	3,000	
	11～ 20			6,000		
	21～ 30			9,000		
	通所施設			31～	12,000	
				1施設あたり		12,000
	施設割	老人デイサービスセンター	定員	～ 20	6,000	
				21～ 30	7,000	
				31～	8,000	
		児童発達支援事業、放課後等デイサービス			1施設あたり	5,000
		保育所 認定こども園	定員	～ 44	7,200	
				45～ 59	8,900	
				60～ 89	11,700	
				90～119	13,300	
120～149				14,800		
障害福祉サービス (療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)			150～	17,600		
			～ 40	7,000		
作業所			41～ 60	15,000		
			61～ 90	20,000		
			91～	25,000		
利用施設	1施設あたり		5,000			
	利用施設		5,000			
	児童厚生施設		3,000			
民生委員児童委員		1人あたり		1,700		
学識経験者		1人あたり		5,000		
賛助会員		1口あたり		5,000		

(注) 定員数は、当該年度の4月1日現在の数値とする。

(別紙) 社会福祉施設の事業種類等

事業種類		コード	利用区分	注	事業種類		コード	利用区分	注
生活保護施設	救護施設	101	入所		障害者福祉施設	身体障害者福祉			
	更生施設	102	入所			身体障害者福祉センター	326	利用	
	授産施設	103	通所			補装具製作施設	327	利用	
	医療保護施設	104	利用			盲導犬訓練施設	328	利用	
	宿泊提供施設	105	利用			視聴覚障害者情報提供施設	329	利用	
老人福祉施設	養護老人ホーム	201	入所			盲人ホーム	330	利用	
	特別養護老人ホーム	202	入所			障害福祉サービス			
	軽費老人ホーム	203	入所			同行援護	331	利用	※
	老人短期入所施設(単独型)	204	入所			居宅介護			
	認知症対応型共同生活援助施設(グループホーム)	205	入所			重度訪問介護			
	介護老人保健施設	206	入所		行動援護				
	有料老人ホーム	207	入所	※	重度障害者等包括支援				
	老人デイサービスセンター	208	通所		発達障害者支援センター	333	利用	※	
	小規模多機能型居宅介護事業所	209	通所		助産施設	401	入所		
	生活支援ハウス	210	通所	※	乳児院	402	入所		
	老人福祉センター	211	利用		母子生活支援施設	403	入所		
	在宅介護支援センター	212	利用		児童養護施設	404	入所		
	地域包括支援センター	213	利用	※	障害児通所支援				
老人憩いの家	214	利用	※	児童発達支援	424	通所			
老人休養ホーム	215	利用	※	放課後等デイサービス					
老人福祉施設付設作業所	216	利用	※	保育所等訪問支援	425	通所	注1		
障害者福祉施設	障害者支援施設	301	入所					福祉型児童発達支援センター	
	障害福祉サービス							医療型児童発達支援センター	
	共同生活援助	302	入所		障害児入所支援				
	共同生活介護				福祉型障害児入所施設	426	入所	注2	
短期入所(単独型)	303	入所		医療型障害児入所施設					
療養介護	312	通所		情緒障害児短期治療施設	405	入所			
生活介護				児童自立支援施設	406	入所			
自立訓練(生活訓練)				児童家庭支援センター	422	利用			
就労移行支援(一般型)				心身障害幼児通所訓練施設	418	通所	※		
就労継続支援(A型・B型)				保育所	414	通所			
地域生活支援事業				認定こども園	415	通所			
福祉ホーム	323	利用		児童館	420	利用			
地域活動支援センター	324	利用		児童遊園	421	利用			
障害者就業・生活支援センター	332	利用	※	地域子育て支援センター	423	利用			
相談支援事業	325	利用		婦人保護施設	501	入所			
その他				授産施設	504	通所			
				共同作業場(老人)	505	通所	※		
				上記以外の社会福祉施設	507	—	※		

(注) 「※」印は、「社会福祉施設を経営する社会福祉法人」の会費算定基礎に含まない施設を示す。

(注) 介護保険事業や障害者総合支援法に定める事業を行う事業所は、指定事業所単位での加入とする。

注1 福祉型・医療型児童発達支援センターについて、併設の放課後等デイサービスや障害福祉サービスについては会費算定基礎に含めない。

注2 福祉型・医療型障害児入所施設は、併設の障害福祉サービスの単独申請は必要ないが、定員数は入所施設へ含めて計算する。